

国海総第 4 3 5 号

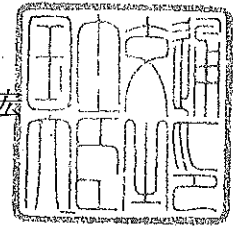
平成 2 3 年 2 月 1 7 日

交通政策審議会

会 長 佐 和 隆 光 殿

国土交通大臣

大 畠 章 宏



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 0 条の規定に基づき、下記事項について
諮問する。

記

諮問第 1 2 1 号

船舶料理士に関する省令の一部改正について

諮問理由

船舶料理士に関する省令（昭和 5 0 年運輸省令第 7 号）の一部改正を別紙に従って行
うことについて、船員法第 1 1 0 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要
があるため。

(別紙)

船舶料理士に関する省令の一部改正について

第一 船内における調理業務能力に係る船長承認等の廃止

船内における調理に関する業務を適正に行う能力を有すると二人以上の船長が認めること等について廃止する。(第2条第3号関係)

併せて、船舶料理士資格証明書の交付申請において、船内における調理業務能力に関する証明書類の添付を廃止する。(第4条第1項第2号関係)